

【新型コロナウイルス】ビクトリア州及び南オーストラリア州からの入州が認められた者のうち、一定の条件にかなう場合は、2週間の隔離を個人宅で行うことが可能(7月30日(金)午前1時より施行)

2021年7月30日
在ブリスベン総領事館

●クイーンズランド(QLD)州政府は、7月30日午前1時以降、ビクトリア(VIC)州及び南オーストラリア(SA)州からの入州が認められた者のうち、一定の条件にかなう場合は、2週間の隔離を個人宅で行うことが可能となる旨を規定した州首席医務監指令第31号を発令(7月30日(金)午前1時より施行)

1 QLD州政府は、州首席医務監指令第31号を発令し、7月30日(金)午前1時以降、過去14日間 VIC 州及び SA 州に滞在し、QLD州への入州が認められた者のうち、以下の全ての条件にかなう場合、2週間の隔離を個人宅で行うことが可能となる旨規定しました。

- (1)QLD州に空路で入州する場合、
- (2)当該入州者、同世帯在住者、友人又は家族が運転する自家用車によって、どこにも立ち寄ることなく個人宅に直行する場合、
- (3)QLD州に入州した地点から安全な運転により2時間以内で個人宅に到着することが可能な場合、
- (4)住居施設において、他に居住している者と共有する施設が存在しない場合(例:戸建住宅又はタウンハウスの場合は個人宅で隔離を行うことが可能であるが、アパートメントの場合は個人宅で隔離を行うことはできない。)

また、現在、州政府指定の宿泊施設で2週間の隔離を行っている者についても、一定の条件にかなう場合、残りの日程については、隔離を個人宅で行うことが可能な場合があります。詳しくは以下の州首席医務監指令第31号 Part 6A をご確認ください。

○7月30日付「州境規制に関する州首席医務監指令第31号(Border Restrictions Direction (No. 31))」

<http://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/border-restrictions>

2 現在、QLD州政府は、感染状況に応じて州外(ニュージーランドを含む)を区分けし、緑区域(規制なし)、オレンジ区域(感染確認場所:入州後に隔離が必要)、赤区域(感染多発地域(hotspot):州民以外は原則入州禁止)、青区域(NSW 州境地域)の4区域それぞれの QLD 州への入州規制を適用し、QLD 州民を含め入州する場合には、入州の3日前に入州証(Queensland Entry Pass)の申請・取得が必要です。

○本件の詳細に関しては、州外(ニュージーランドを含む)からの QLD 入州に関する州政府 HP(英文のみ)をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館住所: Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話: 07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>

なお、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧下さい(部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業(但し、1社1冊)には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい)。

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html